

杉戸町告示第263号

杉戸町プロポーザル方式実施要綱を次のように定める。

令和4年11月7日

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町（以下「町」という。）が発注する契約案件のうち、価格のみによる競争では所期の目的を達成することができないものについて、複数の事業者提案を求め、実績、専門性、技術力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。）とは、プロポーザル方式のうち、参加を希望する者を公募により募集し、提案書の提出を要請する者（以下「提案者」という。）として選定したものから提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式（以下「指名型」という。）とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名者から提案を受ける方式をいう。

(事前協議)

第3条 当該業務を所管する課（以下「所管課」という。）の課長（以下「所管課長」という。）は、プロポーザル方式を実施しようとする場合は、あらかじめ、プロポーザル方式採用協議書（様式第1号）により、管財契約課長に協議しなければならない。ただし、杉戸町指定管理候補者選定委員会設置要綱（平成17年杉戸町告示第121号）に基づき、杉戸町指定管理候補者選定委員会に諮る場合においては、この限りでない。

- 2 管財契約課長は、前項の規定による協議があった場合は、協議内容を総合的に勘案し、プロポーザル方式の採用の可否を決定する。この場合において、管財契約課長は、杉戸町建設工事等指名業者資格審査会及び指名委員会に関する規程（昭和63年杉戸町規程第6号）における審議に付することが相当であると判断した場合は、直ちにプロポーザル方式採用協議書その他必要な資料をもって行うものとする。
- 3 管財契約課長は、プロポーザル方式の採用の可否について、プロポーザル方式採用結果通知書（様式第2号）により、所管課長に回答する。
- 4 事前協議に関する庶務は、管財契約課で処理するものとする。

（選定委員会）

第4条 所管課長は、前条第2項の規定によりプロポーザル方式の採用が認められた場合は、事業者の選定を適正に行うため、プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 所管課長は、選定委員会を設置するに当たり、選定委員会の設置要領を定めなければならない。
- 3 選定委員会は、委員長1人及び委員4人以上をもって構成する。
- 4 委員長は、副町長をもって充てる。
- 5 委員は、総合政策課長、管財契約課長、総務課長に加え、所管課長及び業務に関連する課長で構成する。ただし、委員長が必要と判断したときは、当該業務に関連する担当者を加えることができる。
- 6 前項に規定する委員のほか、委員長が必要と判断したときは、業務の内容及び規模に応じて学識経験者その他外部の有識者を加えることができる。
- 7 選定委員会の庶務は、所管課で処理するものとする。この場合において、所管課は、選定委員会の運営について管財契約課に助言を求めることができる。

（参加資格等）

第5条 プロポーザル方式への参加者は、次の各号に掲げる参加資格を満たす者でなければならない。ただし、第1号に規定する参加資格については、当該資格を満たす者の数が極端に少なく、かつ、広く提案を求める必要があるときは、当該資格を満たすことを要しないものとする。

- (1) 対象業務について、町における競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 杉戸町の契約に係る指名停止等の措置要綱（令和2年杉戸町告示第60号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 杉戸町の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成8年杉戸町告示第68号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項

2 プロポーザル方式への参加者が契約締結までに前項に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（募集要件、指名要件等の決定）

第6条 選定委員会は、プロポーザル方式を実施するために必要な次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 公募型又は指名型の採用に関すること。
- (2) 業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関すること。
- (3) 提案限度価格及びその価格公表の有無その他金額に係る条件に関すること。
- (4) 前条第1項第5号の規定に基づく参加資格に関すること。
- (5) 提案書を評価するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (6) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関すること。
- (7) 参加説明会を開催するときはその内容に関すること。
- (8) ヒアリング及びプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関すること。
- (9) 評価結果が同点となった場合の措置に関すること。
- (10) 募集から提案の採否決定までのスケジュールに関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項

（公募型の実施の公表）

第7条 所管課長は、公募型により提案者を選定しようとするときは、募集要項等を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、町のホームページへの掲載により行うものとし、必要に応じて所管課窓口における掲示等を行う。

3 公表期間は、公表日から14日以上とする。ただし、特別な事情がある場合には、公表日から7日以上14日未満とすることができる。

(質問及び回答)

第8条 プロポーザルの実施に係る質問がある者は、募集要項に定める方法により、質問書(様式第3号)を所管課へ提出するものとする。

2 所管課長は、質問があった場合は速やかに回答を作成し、町のホームページへの掲載により、質問内容及び回答を公表するものとする。

(公募型の提出書類)

第9条 選定委員会は、公募型の手続による場合は、参加を希望する者に参加申込書(様式第4号)の提出を求めるものとする。

2 第5条第1項ただし書の規定に基づく参加資格要件により、町の入札参加資格を有しない事業者から参加申込があった場合は、次の各号に掲げる書類を併せて提出させるものとする。

(1) 登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。法人に限る。)

(2) 商号登記簿謄本(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。)

(3) 身分証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの)

(4) 登記されていないことの証明書(正本)(発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。)

(5) 財務諸表(直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書)

(6) 法人事業税の納税証明書(正本)(法人に限る。)

(7) 法人税又は所得税の納税証明書その1(正本)

(8) 消費税及び地方消費税の納税証明書その1(正本)

(9) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認めるもの

(公募型の参加資格の審査・選定)

第10条 選定委員会は、前条の規定に基づき参加申込書を提出した者(以下「参加

申込者」という。)について、参加資格を満たす者であるかどうかを審査するものとする。

- 2 選定委員会は、前項の規定により参加資格を満たす者であると確認された参加申込者の中から提案者を選定する。

(公募型の参加資格の審査結果の通知)

第11条 町長は、参加申込者に対し、参加資格の審査結果について参加資格審査結果通知書(様式第5号)により通知を行うとともに、前条第2項に規定する提案者に提案書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の通知を行う場合、提案者として選定されなかった参加申込者に対しては、その理由を記載するものとする。

- 3 第1項の参加資格審査結果通知書により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、通知を受領した日から7日以内に、町長に対し書面によりその理由について説明を求めることができる。

- 4 選定委員会は、申立て内容が不明確のとき又は裏付けとなる資料がないときは、申立てを却下することができる。

- 5 町長は、第3項の規定により説明を求められたときは、申立ての書面を受領した日から14日以内に書面により回答する。

(指名事業者の選定)

第12条 選定委員会は、指名型により事業者を選定しようとするときは、第5条第1項に規定する参加資格を有すると認めた者の中から提案者を選定するものとする。

(指名の通知)

第13条 町長は、前条の規定により選定した提案者に対し、プロポーザル方式参加指名通知書(様式第6号)により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務名、業務内容、履行期限及び履行場所
- (2) 提案限度価格及びその価格の公表の有無その他金額に係る条件
- (3) 評価基準及び評価方法
- (4) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
- (5) ヒアリング等の有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等

に係る事項

- (6) 評価結果が同点となった場合の措置
- (7) 募集から提案の採否決定までのスケジュール
- (8) 前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項

2 前項の通知を受けた者は、指定された期限までに提案書を提出しなければならない。ただし、辞退を希望する者は、辞退届（様式第7号）に辞退理由を記載し、期限内に届け出るものとする。

（提案の採否の決定）

第14条 選定委員会は、提出された提案書について、評価基準に基づき評価し、採否を決定する。

2 選定委員会は、採否の決定に当たり特に必要があると認める場合に、提案者に対しヒアリング等を行うことができる。

3 採否の決定に当たっては、提案者について、匿名として評価する。

4 第1項の規定による選定委員会の評価は、全ての提案書の提案内容について数値化して実施し、評価順位を含む評価結果を表形式で書面に記録する。

5 町長は、提案者に対して、提案の採否の結果を結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

6 提案が採用されなかった者は、前項の通知を受領した日から7日以内に、町長に対し書面により、その理由について説明を求めることができる。

7 町長は、前項による申立て内容が不明確のとき又は裏付けとなる資料がないときは、申立てを却下することができる。

8 町長は、第6項の規定により説明を求められたときは、申立ての書面を受領した日から14日以内に書面により回答する。

（契約候補者の特例）

第15条 契約候補者が第5条第2項の規定に該当することとなった場合は、同項の規定に該当しない者で、前条第4項の評価順位が次順位のものを、契約候補者とすることができる。

（評価結果の公表）

第16条 町長は、評価結果を公表するものとする。

2 公表方法については、第7条第2項の規定を準用する。

(契約の締結)

第17条 町長は、杉戸町財務規則（昭和61年杉戸町規則第10号）に定める手続により、契約候補者と随意契約により契約を締結する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

管財契約課長 あて

所管課長

プロポーザル方式採用協議書

杉戸町プロポーザル方式実施要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき、プロポーザル方式の採用可否について、下記のとおり協議いたします。

記

- 1 件名
- 2 業務内容
- 3 プロポーザル方式を行う理由
- 4 予算額
- 5 選定会議の委員構成
- 6 担当者

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

所管課長 様

管財契約課長

プロポーザル方式採用結果通知書

年 月 日に協議依頼のありましたプロポーザル方式の採用可否について、杉戸町プロポーザル方式実施要綱第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 件名
- 2 採用の可否
- 3 特記事項
- 4 担当者

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

住所

名称

代表者職氏名

質問書

下記プロポーザルの実施について、次のとおり質問します。

記

件名	
----	--

番号	質問事項	該当資料 名等（項）
1		
2		
3		

連絡先	
-----	--

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

住所

名称

代表者職氏名

参加申込書

プロポーザル方式による提案書の募集について、別紙必要書類を添えて、下記により参加申込みいたします。

記

- 1 件名
- 2 杉戸町競争入札参加資格 有・無
- 3 特記事項（参加申込にあたり、特筆すべき事項があれば記入）
- 4 連絡先

様式第 5 号（第 11 条関係）

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長

参加資格審査結果通知書

参加申込書を提出して頂きました下記の案件について、参加資格審査結果を通知します。

記

- 1 件名
- 2 結果
- 3 特記事項
- 4 担当者

様式第 6 号（第 13 条関係）

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長

プロポーザル方式参加指名通知書

下記により、プロポーザル方式による事業者の選定を行いますので、参加されたく通知します。

記

- 1 件名
- 2 業務内容
- 3 履行期限
- 4 履行場所
- 5 金額に関すること
- 6 募集要項
- 7 評価基準・評価方法等
- 8 提案書提出方法、期限等
 - (1) 提出期限
 - (2) 提出書類
 - (3) 提出方法
- 9 ヒアリング等の有無
- 10 評価が同点の場合の措置
- 11 スケジュール
- 12 その他
- 13 提出、問合せ先

様式第 7 号（第 13 条関係）

年 月 日

杉戸町長 あて

住所

名称

代表者職氏名

辞退届

年 月 日付け杉第 号で下記について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

- 1 件名
- 2 辞退理由
- 3 連絡先

様式第 8 号（第 14 条関係）

杉 第 号
年 月 日

様

杉戸町長

結果通知書

下記業務における公募型（指名型）プロポーザルについて、採否の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 件名
- 2 結果
- 3 特記事項
- 4 担当者